

障がい者や高齢者の支援情報をお知らせします

各問い合わせ先

詳しい内容は、各担当に問い合わせください。

障がい者向けの支援

福祉タクシー利用助成券

内容 1枚600円のタクシー券を月4枚交付

対象 住民税非課税世帯で、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかに該当する人

心身障害者自動車等燃料費助成券

内容 1枚500円の助成券を月4枚交付

対象 住民税非課税世帯で、次のいずれかの要件に該当する人

- 1 身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当し、自動車などを所有して運転している人、または障がい者所有の自動車などを運転する同一世帯員
2 身体障害者手帳下肢障害

3級の人で、自動車などを所有し運転している人

療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級のいずれかに該当する、障がい者のために運転する同一世帯員

共通事項

1、2 障がい者証明できる各種手帳、車検証・運転免許証(燃料費助成のみ)、本人または申請者の個人番号が分かるものを持参して申し込み

各総合支所市民福祉課地域福祉担当 ☎2167

障がい者が利用する軽自動車などの減免制度

内容 一人につき対象となる車両1台の、軽自動車税(種別割)や自動車税(種別割)を減免 ※前年度に軽自動車税(種別割)の減免を受けた人には、申請書を郵送します。
軽自動車税(種別割)の減免

申請期間 5月13日(月)~31日(金)

申請方法 車検証(電子車検証)の場合は自動車検査証記録事項)、各手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のいずれか、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参、もしくは郵送で申請

各総合支所市民福祉課税務担当 ☎2148

自動車税(種別割)の減免

内容 北部県税事務所へ問い合わせください。(☎0705)



市ウェブサイト(障がい者支援情報)

在宅高齢者向けの助成

4 高齢者等福祉有償運送利用助成
内容 助成券を月2枚交付し、通院などに利用する福祉有償運送の迎車料金(全額)、乗車料金の乗車距離1キロメートルごと(待機料金は10分ごと)に50円を超える額を助成

介護用品の購入助成

内容 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤(介護用品に限る)を購入する助成券の交付
助成額 1カ月当たり1500円

1、2、4、5の注意点

1、2、4、5の助成と、グループタクシー利用助成は重複できません。また、1、2、5は社会福祉施設入所者や3カ月以上入院している人は利用できません。

4、5、6、7、共通事項

申請 介護保険被保険者証、本人または申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参して申し込み
7 軽度の生活援助
内容 1 衣類の洗濯、住居の掃除・整理整頓、生活必需品や食材の買物、関係機関との連絡、外出時の付き添い 2 雪かき、草むしり、朗読、代筆、軽微な補修(1カ月12時間まで)
利用者負担額 住民税非課税世帯:1時間150円、それ以外の世帯:1時間300円



市ウェブサイト(高齢者支援情報)

対象 次のいずれかの要件に該当する人
1 65歳以上で要介護3~5の認定を受け、交通機関の利用が困難な人
2 65歳未満で身体障害者手帳下肢障害または体幹機能障害1・2級のいずれかに該当する人

5 高齢者タクシー利用助成
内容 1枚600円のタクシー券を月2枚交付
対象 次の要件を全て満たす人
1 世帯員全員が65歳以上の人が
2 要支援1~要介護5、または事業対象者に認定された人
3 世帯全員と同居家族の住民税が非課税の人

1 世帯員全員が65歳以上の人が
2 要支援1~要介護5、または事業対象者に認定された人
3 世帯全員と同居家族の住民税が非課税の人

対象 要支援・要介護認定を受けている、常時失禁状態にある60歳以上の在宅高齢者を介護する家族など

※介護保険の要介護・要支援認定者および事業対象者は、2のみ対象です。

物価高騰支援給付金を支給します

物価高騰による負担軽減のため、低所得世帯へ物価高騰支援給付金を支給します。

対象 令和5年12月1日現在、次の1、2のいずれかに該当する世帯
1 令和5年度分の住民税が均等割のみ課税である世帯
2 令和5年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯

支給額 1 1世帯当たり10万円
2 平成17年4月2日以降に生まれた子ども1人につき5万円

申請方法 郵送された書類の記載内容を確認し、必要事項を記入・必要書類を添付した上で6月28日(金)までに提出
※世帯員の中に令和5年1月2日以降の転入者がいる場合や、令和4年の所得について未申告の人がいる場合には、4月上旬までに「申請書」を郵送する予定です。

物価高騰支援給付金コールセンター ☎0120-092-010

春の交通安全県民総ぐるみ運動を実施します

一人一人の心がけで交通事故を防止しましょう。

実施期間 4月6日(土)~15日(月)
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(水)

運動の重点 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
3 自転車・電動キックボードなどの利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

春の交通安全県民総ぐるみ運動チラシ



防災安全課交通防犯担当 ☎23-5144

市内の中小企業者・小規模企業者を支援します

市内の中小企業・小規模企業の事業拡大を支援します。

詳しい内容については、問い合わせください。

おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金

市内での創業に対し、その経費の一部を補助します。

補助額 1 UIターン型:補助対象経費の3分の2以内(上限100万円)
2 女性・若者創業者:補助対象経費の3分の2以内(上限100万円)
3 一般型:補助対象経費の2分の1以内(上限100万円)
※5月上旬に面談を行い、交付決定を判断します。

商店街空き店舗活用事業補助金

商店街の空き店舗を賃借し、開業する場合の店舗改装費、設備・備品費、広報費、商品開発費などを補助します。
※指定区域の空き店舗で営業を開始する店舗に限ります。

補助額 補助対象経費の3分の2以内(上限100万円)

共通事項
対象 市内で創業する、市税などの滞納がない人で、地域の商工団体から推薦を受けている人
※改装工事や備品購入先などは、原則として市内の業者が対象となります。

募集期間 4月1日(月)から予算に達するまで
相談・申込先 古川商工会議所(☎24-0055)、大崎商工会(☎52-2272)、玉造商工会(☎72-0027)

産業商工課商業振興担当 ☎23-7091

固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧ができます

共通事項

期間 4月1日(月)~5月31日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

場所 税務課土地担当・家屋担当、各総合支所市民福祉課税務担当

持ち物 本人確認書類(運転免許証など)、賃貸借契約書(借地人・借家人が申請する場合)、本人自署(法人は代表者から)の委任状(代理人や法人が申請する場合のみ)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、他の土地や家屋の価格と比較して、所有する土地や家屋の価格が適正かどうかを確認することができます。

対象 土地・家屋の固定資産税の納税者

内容 土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者などは、固定資産課税台帳のうち、本人の資産に対する記載部分(借地人・借家人などは、その使用または収益の対象となる部分のみ)を確認することができます。

対象 1 固定資産税の納税義務者
2 借地人、借家人などの有償契約者

税務課土地担当・家屋担当 ☎23-2148



Advertisement for Yamashiro Real Estate (アパマンショップ古川駅前店) featuring a QR code and contact information for the company.